

マナト一

一 大阪府の婦人同盟を設立するに決したるに、大阪府の婦人同盟は、

大阪府の婦人同盟

一 大阪府の婦人同盟を設立するに決したるに、大阪府の婦人同盟は、

大阪府の婦人同盟

一 大阪府の婦人同盟を設立するに決したるに、大阪府の婦人同盟は、

大阪府の婦人同盟を設立するに決したるに、大阪府の婦人同盟は、

西田

一 大阪府の婦人同盟を設立するに決したるに、大阪府の婦人同盟は、

中村（中）

一 大阪府の婦人同盟を設立するに決したるに、大阪府の婦人同盟は、

中村（大阪一般）

一 本案ニ賛成スルモノデアリマス本件ハ昨年ノ大會ニ於テモ決議
サレマシタガ當時ハマダ組合ガ混合型カラ脱却シテヲラナカ
タ爲メニ今日マデコノ問題ガ未解決ニナツテアリマシタガ今
評議會ハ明カニ方向轉換ヲナシタガタメニ本問題ヲ解決シ得ル
時期ニ到着シタノデアリマス婦人部設置ノ急務デアルコトハ埋
由書ノ中ニ明カデアリマスガ婦人部ガ無自覺ナタメニ我國ニ於
テハ労働者ノ大半ヲシメテキナガラ其ノ組織率ハ非常ニ低ク而
モコノ事實ニヨツテ婦人自身ノ地位ヲ向上シ得ナイノミナラズ
男子労働者ヲモ苦シメルコトニナツテアルノデアリマス婦人ノ
政治的自由獲得ノタメニ婦人同盟ノ設置並ニ其ノ活動ヲ促サ
ルヲ得ナイ然シテ其ノ爲ニハ婦人部ガ設置サレナケレバナラヌ
ト信ズルモノデ此ノ意味カラ本案ニ双手ヲ擧ゲテ賛成スルモノ